

第 1 1 期安中市分別収集計画

令和 7 年 8 月 2 8 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要となります。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難な状況にあり、とりわけ本市の最終処分場においては、平成 1 3 年に埋立てが終了して以来、次の候補地の目処が立っていないという厳しい状況にあります。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、また容器包装廃棄物の 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進します。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの 3 R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものであります。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たり、基本的方針を次のとおり示します。

- ・市民、事業者、市が一体となって、環境への負荷に配慮した快適な地域社会の実現を目指します。
- ・ごみの発生及び排出の抑制を第一義とし、排出されたごみは可能な限り再利用又は資源化し、最終処分量を限りなくゼロに近づけることにより、ごみの少ない社会を目指します。
- ・関係者が一体となったごみの減量化及びリサイクル運動を積極的に推進します。
- ・市民に対して、環境教育の充実を図ります。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 1 0 年度に見直しを行います。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	4,899.5t	4,813.2t	4,723.2t	4,629.7t	4,532.9t
製品プラスチック	105.1t	103.3t	101.3t	99.3t	97.3t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

市、市民、事業者、再生事業者等が、それぞれの立場から役割を分担し、相互に協力及び連携を図ります。また、あらゆる機会を利用し、市民、事業者に対して、ごみ処理の状況等についての情報を提供し、認識を深めてもらいます。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適正な出し方に関する教育啓発活動に取り組みます。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況等を勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。また、市民の協力度や選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		飲料缶
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	びん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール

主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	227.0 t		223.0 t		218.8 t		214.5 t		210.0 t	
主としてアルミ製の容器	112.6 t		110.6 t		108.5 t		106.4 t		104.2 t	
無色のガラス製容器	(合計) 53.0 t		(合計) 52.1 t		(合計) 51.1 t		(合計) 50.1 t		(合計) 49.1 t	
	(引渡)量 53.0 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 52.1 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 51.1 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 50.1 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 49.1 t	(独自処理)量 t
茶色のガラス製容器	(合計) 82.1 t		(合計) 80.7 t		(合計) 79.2 t		(合計) 77.6 t		(合計) 76.0 t	
	(引渡)量 82.1 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 80.7 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 79.2 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 77.6 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 76.0 t	(独自処理)量 t
その他のガラス製容器	(合計) 42.4 t		(合計) 41.7 t		(合計) 40.9 t		(合計) 40.1 t		(合計) 39.3 t	
	(引渡)量 42.4 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 41.7 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 40.9 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 40.1 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 39.3 t	(独自処理)量 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2.6 t		2.6 t		2.6 t		2.5 t		2.4 t	
主として段ボール製の容器	390.7 t		383.8 t		376.6 t		369.1 t		361.4 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょ	(合計) 104.8 t		(合計) 103.0 t		(合計) 101.1 t		(合計) 99.1 t		(合計) 169.0 t	

うゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(引渡) t	(独自処理) 104.8 t	(引渡) t	(独自処理) 103.0 t	(引渡) t	(独自処理) 101.1 t	(引渡) t	(独自処理) 99.1 t	(引渡) t	(独自処理) 169.0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) 2.7 t	
	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) 2.7 t
うち白色トレイ	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) 2.7 t	
	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) 2.7 t
製品プラスチック (プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計) 40.5 t		(合計) 39.8 t		(合計) 39.1 t		(合計) 38.3 t		(合計) 37.5 t	
	(引渡) t	(独自処理) 40.5 t	(引渡) t	(独自処理) 39.8 t	(引渡) t	(独自処理) 39.1 t	(引渡) t	(独自処理) 38.3 t	(引渡) t	(独自処理) 37.5 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

直近年度の分別基準適合物等の収集実績に人口変動率をかけて算出しました。ただし、令和12年度のペットボトルの見込み量については、ストックヤード供用開始に伴う収集方法の変更等を勘案した数値となっています。また、白色トレイについては収集実績がないため、市町村分別収集計画策定の手引き（十一訂版）に従い収集量の推計を行いました。

人口変動率は令和4年度から6年度の平均人口変動率より次のように設定します。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
52,565人 (対前年度比) 98.35%	51,640人 (対前年度比) 98.24%	50,674人 (対前年度比) 98.13%	49,671人 (対前年度比) 98.02%	48,633人 (対前年度比) 97.91%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者（主体）は、次の

とおりとします。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集運搬	選別保管
主としてスチール製の容器	飲料缶	委託業者	クリーンセンター
主としてアルミ製の容器		民間業者	民間業者
		委託業者	クリーンセンター
		民間業者	民間業者
		有価物集団回収実施団体	民間業者
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	びん	委託業者	クリーンセンター
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	紙パック	有価物集団回収実施団体	民間業者
		委託業者	民間業者
主として段ボール製の容器	段ボール	有価物集団回収実施団体	民間業者
		委託業者	民間業者
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	委託業者	クリーンセンター
		民間業者	民間業者
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ	委託業者	クリーンセンター
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック	直接搬入	クリーンセンター

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、ペットボトルについては拠点回収により資源化を図っていますが、行政回収の実施を見据え、令和12年度を目途にストックヤードの供用開始を予定しています。

一般家庭から排出される製品プラスチックを分別収集及び処理し、資源化を図る計画を進めて参ります。また、その他リサイクル可能な資源ごみに関しても、民間リサイクル業者等との連携及び協力について検討するとともに、効率性を考慮し必要に応じた施設の整備を図って参ります。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくために、市民、事業者、各種団体の意見及び要望を踏まえて分別収集体制を整備するとともに、各種市民団体による有価物集団回収を促進するため、奨励金の交付などの支援を行って参ります。また、

広報などにより資源ごみのリサイクルに関する啓発活動を実施していきます。

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととします。